

高知県高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業支援計画の策定に向けて



令和8年8月18日 高知県子ども・福祉政策部 長寿社会課

第10期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）のポイント（案）

- 2040年にかけて地域のサービス需要が変化していく中で、第10期介護保険事業（支援）計画から、都道府県が積極的に関与しながら、2040年等の中長期の介護サービス見込量を見据えて策定していくことが更に重要となる。
- その際、「中山間・人口減少地域対応」「医療・介護連携」「高齢者向け住まい」「人材確保、生産性向上・経営改善支援」等について、第9期までの取組を前提に、第10期計画における位置付けを明確化した上で、必要な取組を進めることが必要。

見直しのポイント（案）

○介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 介護保険事業（支援）計画の策定
 - ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、都道府県と市町村が2040年度を見据えた中長期的な推計を実施し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討。
 - ・ 計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画の策定過程における議論のプロセスを整理。
 - ・ 計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況の提示等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援。
- ② 地域の実情に応じたサービス提供体制の構築
 - ・ 地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定。中山間・人口減少地域においては、関係者の意見を聞きながら、必要に対応（人材確保や生産性向上等の施策、新たな類型を含む特例介護サービスの活用等）について議論。
 - ・ 医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築。

○地域包括ケアシステムの深化

- ① 総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進。
- ② 頼れる身寄りがいない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進。
- ③ 認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

○介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

- ① 都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築するとともに、生産性向上等の取組の促進を図るための協議会を設置し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。
- ② テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進。

第10期計画において記載を充実する事項（案）

- 第10期の基本指針においては、介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」等を踏まえ、主に以下の事項について記載を充実してはどうか。

- **介護サービス基盤の計画的な整備**

- ① **介護保険事業（支援）計画の策定**

- ・ 2040年度を見据えた中長期的な推計の実施。都道府県と市町村が共通の課題認識を持った上で、地域における2040年に向けたサービス提供の在り方について、広域的に議論する体制の構築
 - ・ 計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画策定過程における議論のプロセスや都道府県・市町村の医療・介護担当者等の関係者で議論すべき内容の明確化
 - ・ 計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況等の提示
 - ・ 介護保険事業（支援）計画におけるロジックモデルの活用やPDCAサイクルに沿った計画策定の推進

- ② **地域の実情に応じたサービス提供体制の構築**

- ・ 「時間軸」及び「地域軸」の両視点から、地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定の重要性
 - ・ 中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の確保のために必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、新たな類型を含む特例介護サービスの活用等）の推進
 - ・ 介護サービスの基盤整備にあたり、医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居定員総数や要介護者等の状況の勘案
 - ・ 中山間・人口減少地域等において真にやむを得ない場合における高齢者事業の廃止・転用等

- **地域包括ケアシステムの深化**

- ・ 改正住宅セーフティネット法を踏まえた、住宅部局と福祉部局の連携の重要性
 - ・ 総合事業の多様なサービス・活動の充実に加え、総合事業に該当しない多様な活動や事業を含めた取組の重要性
 - ・ 介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点の整備・運営
 - ・ 頼れる身寄りがない高齢者等への地域包括支援センター等による相談対応の明確化、切れ目のない支援が提供される地域づくりの推進
 - ・ 認知症基本法の成立及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進
 - ・ 高齢者向け住まいにおける虐待防止や、養護者に該当しない同居者等からの虐待防止の推進
 - ・ 災害や感染症に対する備えとして、地域包括支援センターの業務継続に向けた計画等を策定し、平時からの地域における関係構築や訓練の実施等の重要性

- **介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等**

- ・ 介護人材確保、生産性向上、経営改善支援策等に関する取組の充実（多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進、介護職の魅力向上、外国人材の受入環境整備、介護テクノロジーの導入促進、協働化等の推進等）

介護保険事業（支援）計画の策定に当たって確認すべき指標・状況

- 第10期計画においても、サービス見込量の算定や2040年に向けた中長期的な推計の実施、保険料の算定が必要となる（第9期と同様）。
- 現行の基本指針では、計画の策定に当たって確認すべき指標は掲げていないが、都道府県、市町村及び地域の関係者が共通の課題認識を持つことに資するよう、基本指針に新たな別表を設け、確認すべき指標・状況を一覧として示すこととしてはどうか。

※第134回社会保障審議会介護保険部会（前回）資料からの変更箇所は青字

（下線は、見える化システムの改修等により、令和8年度以降、自治体において新たに把握が可能となる指標）

事項	確認すべき指標・状況	内容	（参考）把握方法 ※指針には記載しない
一 地勢と交通	地域特性、交通機関の状況、地理的状況、生活圏 等	特に訪問・通所困難地域がある場合は、当該地域へのアクセスや社会資源の状況等を確認すること。	各自治体で独自に把握
二 人口構造	年齢三区分別人口、高齢化率、世帯数（単身高齢・高齢夫婦のみ） 等	中長期の需要の傾向を把握するため、過年度及び中長期の推移等を確認すること。	見える化システム （新）人口メッシュ
三 人口動態	出生数、死亡数、健康寿命 等	認定率の推計や医療介護連携に資するため、死亡場所別の死亡数等について、過年度の推移等を確認すること。	見える化システム、人口動態統計
四 認定者数の状況	要介護認定者数、要介護認定率 等	サービス見込量の推計等に資するため、要介護度別の要介護認定者数、年齢調整後の要介護認定率等について、過年度の推移及び計画と実績の乖離等を確認すること。	見える化システム
五 介護サービス等の利用状況	受給者数、受給率、 <u>自市町村内の事業所によるサービス提供割合</u> 、1人あたり費用額・算定回数、 <u>介護サービスの提供状況の地域差を示す指標（介護SCR（standardized claim-data ratio、性・年齢調整済みレセプト出現比））</u> 等	介護サービスの利用状況や傾向等の把握に資するため、サービス別の受給率、1人あたり費用額、 <u>介護サービスの提供状況の地域差を示す指標（介護SCR）</u> 等について、過年度の推移や直近の状況等を確認すること。	見える化システム （新） <u>自市町村内の事業所によるサービス提供割合</u> <u>介護サービスの提供状況の地域差を示す指標（介護SCR）</u>
六 介護サービス見込量（計推）	介護サービス見込量、地域支援事業見込量、家族の就業の状況・意向 等	PDCAサイクルに沿った計画作成に資するため、サービス別の見込量について、家族等の就労継続や負担軽減の必要性等も踏まえ、過年度の推移及び計画と実績の乖離等を確認すること。	見える化システム、在宅介護実態調査
七 介護保険施設・事業所の状況	介護保険施設・事業所数、利用者数、 <u>入所率</u> 、 <u>稼働率</u> 、 <u>従事者数</u> 等	サービス提供体制の現状や過不足を把握するため、1人あたり施設・事業所数や事業所別の入所率等を確認すること。	見える化システム （新） <u>入所率</u> 、 <u>職員数推移</u>
八 高齢者向け住まいの状況	<u>有料老人ホーム等の施設数・戸数</u> 、 <u>入居者数</u> 、 <u>定員</u> 、 <u>要介護者等である入居者の状況</u> 等	サービス見込量の推計等に資するため、有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの設置状況及び入居者の状況（65歳以上高齢者数、認定者数、介護サービス受給者数等）を確認すること。	<u>適正化システムの改修（新）</u> （新） <u>高齢者向け住まいに入居する被保険者の要介護度等</u> 、 <u>介護サービス利用状況</u>
九 地域支援事業（日常生活支援・総合事業等）の状況	多様なサービス・活動の数・参加者数、通いの場の数・参加者数、地域包括支援センターにおける相談体制の状況、インセンティブ交付金における評価等	多様なサービス・活動の数や参加者数、通いの場の数や参加者数、地域包括支援センターにおける相談等の件数や居宅介護支援事業所との連携状況、インセンティブ交付金における評価等について、過年度及び直近の状況を確認すること。	介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況に関する調査（多様なサービス・活動、通いの場等）、地域包括支援センター運営状況調査
十 医療介護連携の状況	<u>医療介護連携に関する加算の算定状況</u> 等	医療介護連携の取組状況を把握するため、管内事業所の医療介護連携に関する各種加算の算定実績について、過年度及び直近の状況等を確認すること。	見える化システム （新） <u>レーダーチャート</u>
十一 認知症の人の数及び関連施策の状況	自治体内の認知症の人の数や推計値、認知症疾患医療センター、認知症サポート医等の機能や利用者数、ピアサポート活動や就労等の社会参加の機会、場の数・利用者数 等	地域における認知症の人の数や推計値を算出し、その上で認知症疾患医療センターは始めとする地域の医療資源の機能や利用者等を確認すること。また、認知症カフェや本人ミーティング、ピアサポート活動、就労といった社会参加の機会、場について、地域においてどのようなものがあるか、どれくらい活用されているかを確認する。	各自治体で把握（疾患医療センター、サポート医等の地域の医療資源、及び認知症カフェ等の社会参加の機会や場）

1. 高知県高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業支援計画の目的

○県民の誰もが住み慣れた地域で安心して健やかに、ともに支え合いながらいきいきと暮らし続けることのできる高知県を目指して

2. 次期計画のポイント

1. 2040年度を見据えた取組（新設）

- ・介護サービス等の量に関する中長期的な推計と提供体制の確保に関する取組【必須記載事項】
- ・介護施設等の既存施設の有効活用
- ・中山間・人口減少地域における特定地域サービス及び特定地域居宅サービス等事業の活用方針

2. 高知版地域包括ケアシステムの深化・推進

- ・地域包括支援センターの機能強化
⇒頼れる身寄りがない高齢者等への対応、高齢者の権利擁護の推進のための地域ケア会議の活用
- ・地域ニーズに応じた介護サービス提供体制の確保
⇒総合事業の基盤整備の推進、訪問介護等のサービス提供体制の確保に向けた支援
- ・高齢者の日常生活を支える仕組みづくり
⇒介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点の整備・運営
- ・高齢者の安心して暮らせる環境づくり
⇒高齢者虐待防止のための住宅型有料老人ホームにおける入居者の保護等の対応

3. 総合的な認知症施策の推進

- ・認知症基本法の成立及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進

4. 介護人材の確保と介護現場の生産性の向上・サービスの質の向上

- ・人材確保・生産性向上・経営改善の取組と目標【必須記載事項】
⇒生産性向上の会議体やプラットフォームの設置、介護支援専門員等の確保に向けた支援

5. 南海トラフ地震等災害対策及び感染症対策

- ・災害や感染症に対する備えとして、地域包括支援センターの業務継続に向けた計画等を策定し、平時からの地域における関係構築や訓練の実施

現計画構成

第1節 計画の基本的な考え方

基本理念

県民の誰もが住み慣れた地域で安心して健やかに、ともに支え合いながらいきいきと暮らし続けることのできる高知県を目指して

目指す方向性

1. 地域の包括的な支援・サービス基盤づくり
2. 在宅療養体制の充実
3. いつまでも元気で暮らせる地域づくり
4. 質の高い介護サービスの提供体制づくり

第2節 高知型地域共生社会の実現

- (1) 市町村における包括的な支援体制の整備の推進
- (2) 「高知型地域共生社会」の実現に向けたつながりを実感できる地域づくり

次期計画（案）

第1節 計画の基本的な考え方【拡充】

基本理念

県民の誰もが住み慣れた地域で安心して健やかに、ともに支え合いながらいきいきと暮らし続けることのできる高知県を目指して

目指す方向性

1. 地域の包括的な支援・サービス基盤づくり
2. 在宅療養体制の充実
3. いつまでも元気で暮らせる地域づくり
4. 質の高い介護サービスの提供体制づくり

5. 認知症の本人の声を尊重し「新しい認知症観」に基づいた取り組みの推進【項目新設】

第2節 2040年度を見据えた取組【新設】

地域の実情に応じたサービス提供体制の確保

- ⇒ (1) 中山間・人口減少地域の設定の考え方
(2) 介護施設等の既存施設の有効活用
(3) 特定地域サービス及び特定地域居宅介護サービス等事業の活用方針

第3節 高知型地域共生社会の実現【変更なし】

- (1) 市町村における包括的な支援体制の整備の推進
- (2) 「高知型地域共生社会」の実現に向けたつながりを実感できる地域づくり

第10期計画において記載を充実する事項
(社会保障審議会介護保険部会（第135回）)

【見直しのポイント】

- 認知症基本法の成立及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進

【見直しのポイント】

- 2040年度を見据えた中長期的な推計の実施、都道府県と市町村が共通の課題認識を持った上で、地域における2040年に向けたサービス提供の在り方について、広域的に議論する体制の構築【必須記載事項】
- 計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画策定過程における議論のプロセスや都道府県・市町村の医療・介護担当者等の関係者で議論すべき内容の明確化
- 計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が核にすべき指標や状況の提示
- 介護保険事業支援計画におけるロジックモデルの活用やPDCAサイクルに沿った計画策定の推進
- ② 地域の実情に応じたサービス提供体制の構築
 - 「時間軸」及び「地域軸」の両視点から、地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定の重要性
- 中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の確保のために必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、新たな類型を含む特例介護サービス等の活用等）の推進
- 中山間・人口減少地域等において真にやむを得ない場合における高齢者事業の廃止・転用等

第3節 高知版地域包括ケアシステムの 深化・推進

＜高知版地域包括ケアシステムの深化・推進＞

1. 在宅高齢者の生活を支える医療・介護の体制づくり

- (1) 地域包括支援センターの機能強化
 - ・ネットワーク・システムづくりの推進
 - ・地域包括ケアシステム構築状況の点検
 - ・地域包括支援センターの機能強化
 - ・地域包括支援センター職員等の資質向上
 - ・自立支援型地域ケア会議の推進

- (2) 在宅療養体制の充実
 - ①医療と介護の連携強化
 - ②在宅医療の推進

- (3) 地域ニーズに応じた介護サービス提供体制の確保

- (4) 家族介護者への支援

2. 中山間地域の高齢者の生活を支える体制・仕組みづくり

- (1) 医療提供体制・介護サービスの確保
- (2) 移動手段の確保

3. 高齢者の健康づくり・元気づくりの推進

- (1) 生活習慣病予防の推進
- (2) 介護予防の推進

4. 高齢者の日常生活を支える仕組みづくり

- (1) 地域での支え合いの仕組みづくりの推進
- (2) 地域の担い手づくりの推進

5. 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進

- (1) 生きがいづくり活動等への参加促進
- (2) 高齢者の能力を活用した高齢者雇用の促進

第4節 高知版地域包括ケアシステムの深化・推進 **【拡充】**

＜高知版地域包括ケアシステムの深化・推進＞

1. 在宅高齢者の生活を支える医療・介護の体制づくり

(1) 地域包括支援センターの機能強化 **【拡充】**

- ・ネットワーク・システムづくりの推進
- ・地域包括ケアシステム構築状況の点検
- ・地域包括支援センターの機能強化
- ・地域包括支援センター職員等の資質向上
- ・自立支援型地域ケア会議の推進

・頼れる身寄りがない高齢者等への対応 **【項目新設】**

(2) 在宅療養体制の充実【変更なし】

- ①医療と介護の連携強化
- ②在宅医療の推進

(3) 地域ニーズに応じた介護サービス提供体制の確保 **【拡充】** (追記内容)

- ・総合事業のサービス・活動事業及び一般介護予防事業と生活支援・介護予防サービスが連動を図りながら高齢者の日常生活を支えるため、総合事業の基盤整備の推進
- ・訪問介護等のサービス提供体制の確保に向けた支援

(4) 家族介護者への支援【変更なし】

2. 中山間地域の高齢者の生活を支える体制・仕組みづくり【変更なし】

- (1) 医療提供体制・介護サービスの確保
- (2) 移動手段の確保

3. 高齢者の健康づくり・元気づくりの推進【変更なし】

- (1) 生活習慣病予防の推進
- (2) 介護予防の推進

4. 高齢者の日常生活を支える仕組みづくり **【拡充】**

- (1) 地域での支え合いの仕組みづくりの推進
- (2) 地域の担い手づくりの推進

(3) 介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点の整備・運営 **【項目新設】**

5. 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進【変更なし】

- (1) 生きがいづくり活動等への参加促進
- (2) 高齢者の能力を活用した高齢者雇用の促進

第10期計画において記載を充実する事項
(社会保障審議会介護保険部会(第135回))

【見直しのポイント】

- 頼れる身寄りがない高齢者等への地域包括支援センター等による相談対応の明確化、切れ目のない支援が提供される地域づくりの推進

【見直しのポイント】

- 総合事業の多様なサービス・活動の充実に加え、総合事業に該当しない多様な活動や事業を含めた取組の重要性
- 介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点の整備・運営

【見直しのポイント】

- 介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点の整備・運営

第3節 高知版地域包括ケアシステムの 深化・推進

6. 高齢者の安心して暮らせる環境づくり
 - (1) 高齢者の住まいの確保と普及
 - (2) 高齢者虐待の防止
- (3) 高齢者の権利擁護の推進
- (4) 高齢者にやさしいまちづくりの推進
- (5) 交通安全対策
- (6) 消費者被害・犯罪被害から高齢者を守る対策

第4節 総合的な認知症施策の推進 (高知県認知症施策推進計画)

1. 基本的な考え方
2. 認知症に関する現状
 - (1) 介護が必要となった主な原因
 - (2) 認知症高齢者数の推計
 - (3) 市町村の認知症施策に対する評価
 - (4) 認定症の人や家族の声
3. 基本的施策
 - (1) 自分ごととして認知症を理解する
 - (2) 認知症に早く気づき必要な支援につなげる
 - (3) 安心して幸せに暮らすために協働する
4. 評価指標と目標値

第4節 高知版地域包括ケアシステムの深化・推進【拡充】

6. 高齢者の安心して暮らせる環境づくり
 - (1) 高齢者の住まいの確保と普及【変更なし】
 - (2) 高齢者虐待の防止【拡充】
(追記内容)
 - ・住宅型有料老人ホームにおける入居者の保護等に対する実効性のある対応として入居実態等を把握し市町村への情報提供
 - (3) 高齢者の権利擁護の推進【拡充】
(追記内容)
 - ・医療・介護・福祉等の分野に限らず、法律等の多様な分野の専門家の支援も必要なため、市町村がこれらの関係者を地域ケア会議への参画を促すことが可能となるよう協働に係る支援
 - (4) 高齢者にやさしいまちづくりの推進【変更なし】
 - (5) 交通安全対策【変更なし】
 - (6) 消費者被害・犯罪被害から高齢者を守る対策【変更なし】

第5節 総合的な認知症施策の推進【拡充】

(現計画の1は次期計画の第1章 計画策定の趣旨等に溶け込み)

1. 認知症に関する現状 (一部第1章に溶け込み、見出し変更)
 - (1) 認定症の人や家族の声
2. 目指す方向性【新設】
 - (1) 目指す方向
 - (2) 重点目標
 - ①県民一人一人が「新しい認知症観」を理解している
 - ②認知症の人の生活においてその意思等が尊重されている
 - ③認知症の人・家族等が他の人々と支え合いながら地域で安心して暮らすことができる
3. 基本的施策【拡充】
 - (1) 認知症の人に関する県民の理解の増進等
 - (2) 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
 - (3) 認知症の人の社会参加の機会の確保等
 - (4) 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
 - (5) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
 - (6) 相談体制の整備等
 - (7) 認知症の予防等
4. 評価指標と目標値【評価指標の内容修正】

第10期計画において記載を充実する事項
(社会保障審議会介護保険部会(第135回))

【見直しのポイント】

- 改正住宅セーフティーネット法を踏まえた、住宅部局と福祉部局の連携の重要性
- 高齢者向け住まいにおける虐待防止や、養護者に該当しない同居者等からの虐待防止の推進

【見直しのポイント】

- 認知症基本法の成立及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進

第5節 介護人材の確保と介護現場の生産性・サービスの質の向上

1. 介護人材の確保と定着促進
2. 介護現場の生産性とサービスの質の向上
 - (1) 介護事業所の生産性の向上
 - (2) 介護サービスの質の向上と介護現場の安全性の確保

第6節 南海トラフ地震等災害対策と感染症対策

1. 社会福祉施設等における防災対策の推進
2. 要配慮者の避難支援対策の推進

3. 社会福祉施設における感染症対策

第6節 介護人材の確保と介護現場の生産性の向上・サービスの質の向上【拡充】

1. 介護人材の確保と定着促進【拡充】
(追記内容)
 - ・生産性向上の会議体、プラットフォームの設置及び経営改善支援の取組
 - ・介護支援専門員等の確保に向けた支援
2. 介護現場の生産性とサービスの質の向上【変更なし】
 - (1) 介護事業所の生産性の向上
 - (2) 介護サービスの質の向上と介護現場の安全性の確保

第7節 南海トラフ地震等災害対策と感染症対策【拡充】

1. 社会福祉施設等における防災対策の推進【変更なし】
2. 要配慮者の避難支援対策の推進【拡充】
(追記内容)
 - ・指定福祉避難所をはじめ、災害発生時に様々な応急対策活動の拠点として機能することが見込まれる介護施設等について、平時から状況把握に努めるとともに、緊密に連携し、介護施設等における防災・減災対策を推進するための計画的かつ着実な施設及び設備等の必要な整備を支援
 - ・支援が必要な高齢者の把握や関係機関との連絡調整など、各地域において重要な役割を有する地域包括支援センターの担当圏域や市町村内にとどまらない広域的な連携・協働のため、平時からの支援やネットワークづくり
3. 社会福祉施設における感染症対策【変更なし】

第10期計画において記載を充実する事項
(社会保障審議会介護保険部会(第135回))

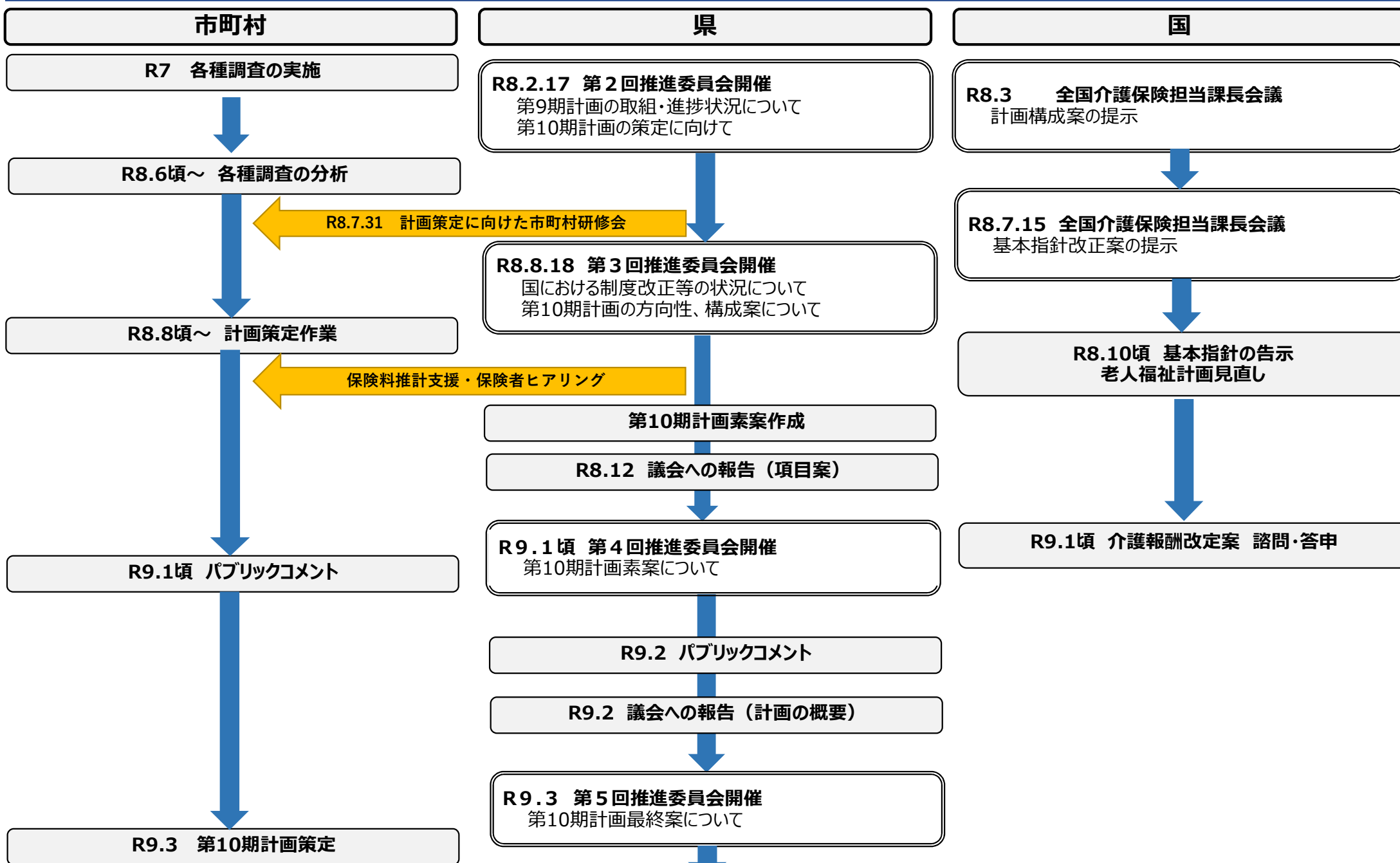
【見直しのポイント】

介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等【必須記載事項】

- 介護人材確保、生産性向上、経営改善支援等に関する取組の充実(多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進、介護職の魅力向上、外国人材の受入環境整備、介護テクノロジーの導入促進、協働化等の推進等)

【見直しのポイント】

- 災害や感染症に対する備えとして、地域包括支援センターの業務継続に向けた計画等を策定し、平時からの地域における関係構築や訓練の実施等の重要性



高知県高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業支援計画策定

※高知県認知症施策推進計画については認知症施策推進会議で別途議論を実施。